

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年5月13日

【四半期会計期間】 第71期第1四半期(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

【会社名】 リリカラ株式会社

【英訳名】 Lilycolor Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山田俊之

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿7丁目5番20号

【電話番号】 03(3366)7845(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員総務本部担当兼総務本部長 佐藤伸男

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿7丁目5番20号

【電話番号】 03(3366)7845(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員総務本部担当兼総務本部長 佐藤伸男

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第70期 第1四半期 累計(会計)期間	第71期 第1四半期 累計(会計)期間	第70期
会計期間	自 平成22年 1月1日 至 平成22年 3月31日	自 平成23年 1月1日 至 平成23年 3月31日	自 平成22年 1月1日 至 平成22年 12月31日
売上高 (千円)	7,800,048	8,010,562	32,422,929
経常利益又は経常損失 () (千円)	191,908	135,554	175,036
当期純利益又は四半期 純損失() (千円)	201,195	210,089	114,111
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	3,335,500	3,335,000	3,335,500
発行済株式総数 (株)	普通株式 12,662,100 A種無議決権 種類株式 3,250,000	普通株式 12,662,100 A種無議決権 種類株式 1,625,000	普通株式 12,662,100 A種無議決権 種類株式 1,625,000
純資産額 (千円)	7,433,835	7,046,458	7,328,496
総資産額 (千円)	19,468,683	20,049,340	19,880,728
1株当たり純資産額 (円)	477.79	505.75	525.99
1株当たり当期純利益 金額又は四半期純損失 金額() (円)	12.29	14.65	7.60
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	5.00
自己資本比率 (%)	38.2	35.1	36.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	646,519	447,837	86,446
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	34,082	2,596	119,340
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	450,154	155,584	674,027
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	3,307,907	3,296,239	3,902,257
従業員数 (人)	469	454	454

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結経営指標等については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、子会社がないため記載しておりません。

4 A種無議決権種類株式は、会社の組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転、定款変更、事業譲渡又は解散に
 関する事項について議決権を有しております。

- 5 当社は、A種無議決権種類株式の金銭を対価とする取得請求を受け、平成23年5月6日付けで812,500株を取得し、同日付けで当該株式を全て消却いたしました。
- 6 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(人)	454(211)
---------	----------

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、当第1四半期会計期間の平均人数を()内に外書で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 仕入実績

当第1四半期会計期間における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同四半期比(%)
インテリア事業	5,406,918	-
オフィス事業	299,985	-
合計	5,706,904	-

(注) 金額には消費税等を含んでおりません。

(2) 生産実績

当第1四半期会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同四半期比(%)
オフィス事業	782,578	-

(注) 1 金額は販売金額によっております。
 2 金額には消費税等を含んでおりません。

(3) 受注実績

当第1四半期会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
オフィス事業	806,258	46.3	73,401	-

(注) 金額には消費税等を含んでおりません。

(4) 販売実績

当第1四半期会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同四半期比(%)
インテリア事業	6,887,833	-
オフィス事業	1,122,729	-
合計	8,010,562	-

(注) 金額には消費税等を含んでおりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

特記すべき事項はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期会計期間におけるわが国経済は、引き続き雇用情勢が厳しいものの、新興国を中心とした輸出増加や景気対策により、企業業績は緩やかな回復基調にありましたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、景気の先行きに不透明感が高まりました。

インテリア業界におきましても、重要な指標である新設住宅着工戸数は対前年同期比でプラスを継続しておりますが、今回の震災の影響を受け、消費者の購入意欲の冷え込み、寸断されたサプライチェーンの回復の見込みへの不透明感等、先行きに対する不安要素が増しております。

このような環境のもとで、当社の売上高は前年同期比2.7%増の8,010百万円となりました。

利益面におきましては、全社での原価率は前年同期比で若干上昇しており、売上総利益は前年同期比1.0%減の2,004百万円となりました。販売費及び一般管理費につきましては、業務委託費等の増加要因はあったものの、見本帳費、リース料、荷造運搬費等をはじめとする費目において削減を行なった結果、前年同期比3.5%減の2,127百万円となり、営業損失122百万円（前年同四半期は営業損失179百万円）、経常損失135百万円（前年同四半期は経常損失191百万円）となりました。また、資産除去債務に関する会計基準の適用や災害による損失を特別損失に計上したことにより四半期純損失は210百万円（前年同四半期は四半期純損失201百万円）となりました。

セグメント別の業績は以下のとおりであります。

インテリア事業

カーテンは3月に様々なライフスタイルをスタイリッシュに表現した見本帳“ファブリックデコ”を発行、床材は2月に耐久性、耐摩擦性に優れた複層ビニル床タイル“エルホワイトイル”を発行した他、壁装材見本帳“ライト”、“らくらくリフォーム”、“V-ウォール”、床材見本帳“クッションフロア”等を増冊発行し拡販に努め、売上高は6,887百万円となり、セグメント損失は95百万円となりました。

オフィス事業

顧客企業のリニューアル、移転等に対する投資意欲の回復、顧客企業に対するより細やかなサービスの提供に努めた結果、震災の影響による大口物件の延期等の減収要因はあったものの、売上高は1,122百万円となり、セグメント損失は27百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末の現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前第1四半期会計期間末と比較して11百万円減少し、3,296百万円となりました。

<営業活動によるキャッシュ・フロー>

当第1四半期会計期間における営業活動により使用した資金は、前第1四半期会計期間と比較して198百万円減少し、447百万円となりました。これは固定資産購入等支払手形の増加（245百万円）等の増加要因はありましたが、売上債権の増加（293百万円）、長期前払見本帳費及び見本帳製作仮勘定の増加（253百万円）、税引前四半期純損失（188百万円）等の減少要因によるものであります。

<投資活動によるキャッシュ・フロー>

当第1四半期会計期間における投資活動により使用した資金は、前第1四半期会計期間と比較して36百万円増加し、2百万円となりました。

<財務活動によるキャッシュ・フロー>

当第1四半期会計期間における財務活動により使用した資金は、前第1四半期会計期間と比較して294百万円減少し、155百万円となりました。これは長期借入れによる収入（350百万円）、短期借入れによる収入（200百万円）等の増加要因はありましたが、短期借入金の返済（441百万円）、長期借入金の返済（188百万円）、配当金の支払額（69百万円）等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

また、当第1四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	34,500,000
A種無議決権種類株式	3,250,000
B種無議決権種類株式	3,250,000
計	41,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年5月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,662,100	12,662,100	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数1,000株(注)2
A種無議決権 種類株式	1,625,000	812,500	非上場	単元株式数1,000株(注)1、 2、3
計	14,287,100	13,474,600	-	-

(注)1 A種無議決権種類株式(以下、「A種株式」という。)の内容

(1) 優先配当金

当社が剰余金の配当を行う場合、当社は、A種株式を有する株主(以下「A種株主」という。)又はA種株式の登録株式質権者(以下「A種株式登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通株式登録株式質権者」という。)に先立つ剰余金の配当は行わない。但し、当社は、払込期日を含む事業年度にかかる定時株主総会において剰余金の配当が決議される場合は、普通株主又は普通株式登録株式質権者への剰余金の配当に先立ち、A種株主に対し、普通株主又は普通株式登録株式質権者に対して普通株式1株につき配当する額に払込期日から事業年度の末日までを分子とし、365日を分母とする数を乗じた額を配当する。なお、1円未満の端数を生じた場合には切り捨てるものとする。

(2) 参加条項

当社が剰余金の配当をするときは、A種株主又はA種株式登録株式質権者に対し、A種株式1株につき、普通株主又は普通株式登録株式質権者に対して普通株式1株につき支払う額と同額を、普通株主又は普通株式登録株式質権者と同順位にて支払う。但し、払込期日を含む事業年度にかかる定時株主総会において決議される普通株主又は普通株式登録株式質権者に対する剰余金の配当については、A種株主に対する配当は行わない。

(3) 議決権

A種株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、会社の組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転、定款変更、事業譲渡又は解散に関わる事項については、株主総会において特に議決権を有する。

(4) 株式の併合等

当社は、A種株式について、以下に定める場合を除き、株式の併合、分割、株式無償割当又は新株予約権無償割当は行わない。

当社が当社の普通株式について併合、分割又は株式無償割当(以下「普通株式の分割等」という。)を行う場合において普通株式の分割等と同一比率でのA種株式の併合、分割又は無償割当が行われる場合

当社が当社の普通株式について新株予約権無償割当(以下「普通株式の新株予約権無償割当」という。)を行う場合において普通株式の新株予約権無償割当と同一比率でのA種株式の新株予約権無償割当が行われる場合

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

A種株主は、2008年11月30日以降、当社に対して、次号以下に定める条件で、当社の普通株式の交付と引換にA種株式を取得するよう請求することができる。

当会社が、A種株式の取得と引換えに発行すべき普通株式数は、取得の対象であるA種株式の払込総額を次号以下で定める取得価額で除した株式数とする。ただし、取得により発行すべき普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。

前号で算出に用いる取得価額は、当初においては260円とするが、A種株式の払込期日以降、4号ないし9号に定める方法（以下、「調整式」という。）により調整されるものとする。ただし、調整式を用いて取得価額を計算した結果、調整後の取得価額（以下、「調整後取得価額」という。）と調整後取得価額が適用される前日において有効な取得価額（以下、「調整前取得価額」という。）の差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整を行わない（ただし、その後、取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額の調整式中の調整前取得価額に代えて、調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を適用する。）。なお、かかる取得価額の調整に用いる調整式においては、既発行普通株式数及び自己普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、又、株主割当日がない場合は調整後取得価額を適用する日の前日における当会社の発行済普通株式数及び自己普通株式数を使用するものとし、調整式を用いた計算においては円単位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入するものとする。

A種株式の取得請求権行使前90取引日目に始まる90取引日の大阪証券取引所における当会社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。以下、「普通株式時価」という。）が当初取得価額を下回る場合、当該平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）を調整後取得価額とする。ただし、かかる平均値が208円を下回る場合には、208円（以下「下限取得価額」という。）を調整後取得価額とする。

株式の分割により普通株式を発行する場合、株式の分割のための株主割当日の翌日以降（ただし、株主総会の決議事項の承認を条件として株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、当該決議をした株主総会の終結の日の翌日以降）適用される取得価額（下限取得価額を含む。以下同じ。）は、調整前取得価額に株式分割前発行済株式数を株式分割後発行済株式数で除した割合を乗じた金額とすることにより調整する。なお、当会社は、株主総会の決議事項の承認を条件として株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合において、株式の分割のための株主割当日の翌日から当該株主総会の終結の日までに取得をなした者に対しては、調整前取得価額から調整後取得価額を減じた金額に当該期間内に調整前取得価額で発行された株式数を乗じた金額を調整後取得価額で除することにより算出される株式数の普通株式を新たに発行する。

普通株式の株式併合を行う場合、株式併合の効力発生日以降の取得価額は、調整前取得価額に併合前発行済株式数を併合後発行済株式数で除した割合を乗じた金額とすることにより調整する。ただし、上記調整式においては、自己普通株式の数を含まないものとする。

調整前取得価額を下回る払込金額又は処分価額をもって普通株式を発行又は自己普通株式を処分する場合（但し、株式の分割、普通株式が交付される株式若しくは取得請求できる株式の取得請求又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、払込期日の翌日以降（株主割当日がある場合は、その日の翌日以降）の取得価額は、既発行普通株式数から自己普通株式数を減じた数に、新規発行普通株式数に1株当たりの払込金額を乗じて調整前取得価額で除した数を加えた数を、既発行普通株式数から自己普通株式数を減じて新規発行普通株式数を加えた数で除し、調整前取得価額を乗じた金額とすることにより調整する。なお、自己普通株式処分の場合には、取得価額の調整式における「新規発行普通株式数」は「処分自己普通株式数」、「1株当たりの払込金額」は「1株当たりの処分価額」、「自己普通株式数」は「処分前自己普通株式数」とそれぞれ読み替えて調整するものとする。

調整前取得価額を下回る価額をもって普通株式に取得請求される株式を発行又は処分する場合、その払込期日の翌日以降（株主割当日がある場合はその日の翌日以降）に適用される取得価額は、かかる株式の払込期日（株主割当日がある場合はその日）に、発行又は処分される株式すべてが取得されたものとみなし、7号の取得価額の調整式において「1株当たりの払込金額」としてその株式の取得価額を使用して計算される金額とすることで調整する。但し、当該発行又は処分される株式の取得価額がその払込期日又は株主割当日において確定しない場合、調整後取得価額は、取得価額が決定される日（以下、本号において「取得価額決定日」という。）に、発行又は処分される株式すべてが取得請求されたものとみなし、当該取得価額決定日の翌日以降これを適用する。なお、当会社が所有する、調整前取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付と引換えに取得請求される株式を処分する場合には、取得価額の調整式における「新規発行普通株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たりの払込金額」は「1株当たりの処分価額」とそれぞれ読み替える。

取得価額調整に使用する普通株式時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を発行する場合、その発行日の翌日以降（株主割当日がある場合はその日の翌日以降）に適用される取得価額は、かかる新株予約権の発行日（株主割当日がある場合はその日）に、発行される新株予約権すべてが行使されたものとみなし、7号の取得価額の調整式において「1株当たりの払込金額」としてその新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの払込金額を使用して計算される金額とすることで調整する。但し、当該新株予約権の行使価額がその発行日又は株主割当日において確定しない場合、調整後取得価額は、行使価額が決定される日（以下、本号において「行使価額決定日」とい

う。)に、発行される新株予約権すべてが行使されたものとみなし、当該行使価額決定日の翌日以降これを適用する。

当社は、4号ないし9号に掲げた事由によるほか、合併、会社分割、株式交換、株式移転、資本の減少のために取得価額の調整を必要とする場合、その他当社の発行済株式数の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整を必要とする場合のいずれかに該当する場合には、取締役会が4号ないし9号に準じた調整として合理的と判断する取得価額に調整するものとする。

(6) 金銭を対価とする取得請求権

A種株主は、当社に対して、2009年11月30日以後、次号以下の条件に従い、当該A種株式1株につき普通株式時価、又は当該A種株式1株にかかる払込金額のいずれか大きい金額によりその保有するA種株式を取得することを請求することができる。

累積の取得請求上限株数は、当該A種株式の払込期日から3年目の応当日以降4年目の応当日まではその保有するA種株式の50%、当該A種株式の払込期日から4年目の応当日以降5年目の応当日までは75%、当該A種株式の払込期日から5年目の応当日以降は100%とする。

A種株式の金銭を対価とする取得請求権に基づく当社によるA種株式の取得総額は、その上限を1,098,500,000円とし、下限を取得請求権の行使の対象となるA種株式にかかる払込金額の総額とする。

A種株主は、会社法第461条の範囲を超えて、当社に対し、A種株式の取得を請求することはできないものとする。

(7) 普通株式を対価とする取得条項

当社は、2012年11月30日(以下「強制取得日」という。)において、普通株式の交付と引換えに、A種株式を取得(以下「強制取得」という。)することができる。但し、A種株主が強制取得日以前に当該A種株式について取得請求権を行使した場合は、取得請求権を行使済の当該A種株式についてはこの限りではない。

A種株式の強制取得と引換えにA種株主に対して交付する普通株式の株式数は、A種株主が保有するA種株式の払込金額の総額を強制取得価額(強制取得日に先立つ90取引日目に始まる90取引日の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。))とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)で除して算出される株式数とし、交付する株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

(8) 株式の譲渡制限に関する規定

A種無議決権種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を要する。

(9) 単元株式数

A種無議決権種類株式1,000株

2 当社は、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

3 A種無議決権種類株式については、利益配当金の支払いについて普通株式に優先することから、会社の組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転、定款変更、事業譲渡又は解散に関する事項を除き、株主総会において議決権を有しないこととされております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年1月1日～ 平成23年3月31日	-	14,287,100	-	3,335,500	-	2,617,860

(注) 1 発行済株式総数残高の内訳は、普通株式12,662,100株、A種無議決権種類株式1,625,000株であります。

2 A種無議決権種類株式の金銭を対価とする取得請求を受け、平成23年5月6日付けで812,500株を取得し、同日付けで当該株式を全て消却いたしました。

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないことから、直前の基準日である平成22年12月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	A種無議決権種類株式 1,625,000	1,625	1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式の(注)1参照
完全議決権株式(自己株式等)	(保有自己株式)普通株式 354,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,226,000	12,226	-
単元未満株式	普通株式 82,100	-	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	普通株式 12,662,100 A種無議決権種類株式 1,625,000	-	-
総株主の議決権	-	13,851	-

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権1個)含まれております。
- 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が286株含まれております。
- 3 A種無議決権種類株式は、会社の組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転、定款変更、事業譲渡又は解散に関する事項については議決権を有するため、議決権制限株式として記載しております。

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(保有自己株式) リリカラ株式会社	東京都新宿区西新宿 7丁目5番20号	354,000	-	354,000	2.79
計	-	354,000	-	354,000	2.79

(注) 上記に記載されたものは普通株式であり、発行済株式総数に対する所有株式数の割合も普通株式について計算・記載しております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 1月	2月	3月
最高(円)	118	132	119
最低(円)	112	114	81

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期会計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)及び前第1四半期累計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)及び当第1四半期累計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期会計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)及び前第1四半期累計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)に係る四半期財務諸表並びに当第1四半期会計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)及び当第1四半期累計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がないため、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成23年3月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,296,239	3,902,257
受取手形及び売掛金	3, 7 6,767,885	1, 3, 7 6,474,223
商品	2,162,587	2,002,315
その他	4 1,719,224	4 1,601,835
貸倒引当金	13,217	13,035
流動資産合計	13,932,719	13,967,596
固定資産		
有形固定資産	2 2,250,138	2 2,266,506
無形固定資産	155,063	132,632
投資その他の資産		
差入保証金	2,249,922	2,253,384
その他	2 1,526,142	2 1,330,066
貸倒引当金	64,646	69,458
投資その他の資産合計	3,711,418	3,513,992
固定資産合計	6,116,620	5,913,132
資産合計	20,049,340	19,880,728
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	9,066,835	1 8,936,939
短期借入金	615,900	857,400
1年内返済予定の長期借入金	796,096	726,148
未払法人税等	21,517	64,912
賞与引当金	136,746	82,984
工事損失引当金	-	1,041
その他	1,020,860	698,500
流動負債合計	11,657,955	11,367,926
固定負債		
長期借入金	691,860	599,898
退職給付引当金	416,087	420,754
資産除去債務	51,117	-
その他	185,861	163,653
固定負債合計	1,344,926	1,184,305
負債合計	13,002,881	12,552,232

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成23年3月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,335,500	3,335,500
資本剰余金	3,195,264	3,195,264
利益剰余金	527,077	806,830
自己株式	58,830	58,807
株主資本合計	6,999,011	7,278,787
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	47,447	49,709
評価・換算差額等合計	47,447	49,709
純資産合計	7,046,458	7,328,496
負債純資産合計	20,049,340	19,880,728

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
売上高	7,800,048	8,010,562
売上原価	5,775,573	6,005,973
売上総利益	2,024,474	2,004,588
販売費及び一般管理費	1 2,203,873	1 2,127,338
営業損失()	179,398	122,749
営業外収益		
受取利息	1,976	1,736
受取配当金	747	121
不動産賃貸料	6,948	6,530
助成金収入	6,347	4,720
その他	5,541	6,343
営業外収益合計	21,561	19,451
営業外費用		
支払利息	12,654	11,697
手形売却損	14,597	13,763
その他	6,820	6,795
営業外費用合計	34,072	32,256
経常損失()	191,908	135,554
特別利益		
貸倒引当金戻入額	1,049	-
特別利益合計	1,049	-
特別損失		
災害による損失	-	2 13,542
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	39,768
特別損失合計	-	53,310
税引前四半期純損失()	190,859	188,864
法人税、住民税及び事業税	10,335	21,224
四半期純損失()	201,195	210,089

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純損失()	190,859	188,864
減価償却費	17,751	18,111
ソフトウェア償却費	6,231	7,957
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,968	4,629
賞与引当金の増減額(は減少)	50,226	53,761
退職給付引当金の増減額(は減少)	-	4,666
工事損失引当金の増減額(は減少)	-	1,041
受取利息及び受取配当金	2,723	1,857
支払利息	12,654	11,697
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	39,768
売上債権の増減額(は増加)	240,270	293,661
たな卸資産の増減額(は増加)	19,761	171,247
前渡金の増減額(は増加)	-	615
未収入金の増減額(は増加)	39,907	9,537
長期前払見本帳費及び見本帳製作仮勘定の増減額(は増加)	186,683	253,088
破産更生債権等の増減額(は増加)	2,198	4,843
仕入債務の増減額(は減少)	259,756	129,896
未払金の増減額(は減少)	53,361	64,869
未払消費税等の増減額(は減少)	50,856	15,086
固定資産購入等支払手形の増減額(は減少)	258,909	245,750
その他	4,903	16,095
小計	587,551	382,504
利息及び配当金の受取額	4,972	4,087
利息の支払額	14,932	13,357
法人税等の支払額	49,007	56,062
営業活動によるキャッシュ・フロー	646,519	447,837
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	325	2,837
無形固定資産の取得による支出	8,646	1,830
投資有価証券の取得による支出	1,946	1,992
貸付金の回収による収入	4,424	3,300
差入保証金の差入による支出	3,091	719
差入保証金の回収による収入	48,151	4,182
保険積立金の積立による支出	1,533	1,879
その他	2,950	819
投資活動によるキャッシュ・フロー	34,082	2,596

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	200,000	200,000
短期借入金の返済による支出	480,000	441,500
長期借入れによる収入	-	350,000
長期借入金の返済による支出	140,856	188,090
リース債務の返済による支出	2,169	6,203
長期未払金の返済による支出	1,107	62
自己株式の取得による支出	21	23
配当金の支払額	25,999	69,705
財務活動によるキャッシュ・フロー	450,154	155,584
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,062,590	606,018
現金及び現金同等物の期首残高	4,370,497	3,902,257
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,307,907	3,296,239

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>当第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。これによる営業損失及び経常損失に与える影響は軽微であります。税引前四半期純損失は40,284千円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は50,861千円であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期会計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
棚卸資産の評価方法	<p>当第1四半期会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前事業年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によりしております。</p>

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成23年3月31日)	前事業年度末 (平成22年12月31日)
	1 金融機関休業日満期手形については、手形交換日に入出金の処理を行う方法によっておりますが、平成22年12月31日は、金融機関の休業日に当たるため、同日満期手形が次のとおり期末残高に含まれております。 受取手形 96,834千円 支払手形 19,948千円 受取手形割引高 25,000千円
2 減価償却累計額 有形固定資産 3,004,151千円 賃貸不動産 (投資その他の資産「その他」) 307,108千円	2 減価償却累計額 有形固定資産 3,026,690千円 賃貸不動産 (投資その他の資産「その他」) 247,225千円
3 担保に供している資産 担保に供されている資産で、事業の運営において重要なものであり、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは次のとおりであります。 受取手形 542,076千円	3 担保に供している資産 受取手形 936,014千円
4 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産(流動資産「その他」に含まれる仕掛品)は、これに対応する工事損失引当金1,465千円を相殺表示しております。	4 損失が見込まれる工事契約に係る仕掛品は、これに対応する工事損失引当金1,383千円を相殺表示しております。
5 当座借越契約 運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座借越契約を締結しております。これら契約に基づく当第1四半期会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座借越契約の総額 275,900千円 借入実行残高 275,900千円 借入未実行残高 - 千円	5 当座借越契約 運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座借越契約を締結しております。これら契約に基づく当期末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座借越契約の総額 358,400千円 借入実行残高 358,400千円 借入未実行残高 - 千円
6 偶発債務 従業員22名の銀行からの借入債務に対して債務保証を行っており、保証債務残高は18,026千円であります。	6 偶発債務 従業員23名の銀行からの借入債務に対して債務保証を行っており、保証債務残高は19,230千円であります。
7 受取手形割引高 1,306,946千円	7 受取手形割引高 1,392,821千円

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主なもの 給料及び手当 530,912千円 賞与引当金繰入額 50,150千円 退職給付費用 25,561千円	1 販売費及び一般管理費のうち主なもの 貸倒引当金繰入額 184千円 給料及び手当 517,416千円 賞与引当金繰入額 53,450千円 退職給付費用 26,518千円
	2 災害による損失 災害による損失の主な内訳は、災害資産の原状回復費用6,031千円、復旧支援費用5,784千円であります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 3,307,907千円	現金及び預金勘定 3,296,239千円
現金及び現金同等物 3,307,907千円	現金及び現金同等物 3,296,239千円

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成23年3月31日)及び当第1四半期累計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式	12,662,100株
A種無議決権種類株式	1,625,000株
合計	14,287,100株

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式	354,486株

3 新株予約権の四半期会計期間末残高

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年3月30日 定時株主総会	普通株式	61,539	5.00	平成22年12月31日	平成23年3月31日	利益剰余金
平成23年3月30日 定時株主総会	A種無議決権 種類株式	8,125	5.00	平成22年12月31日	平成23年3月31日	利益剰余金
	合計	69,664				

(2) 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の
 末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社はインテリア事業及びオフィス事業を営んでおります。

当社は、壁装材、カーテン、床材を中心とする内装材商品の仕入及び販売を中心とした「インテリア事業」、オフィス家具、事務用品等の仕入及び販売、間仕切等工事請負を中心とした「オフィス事業」を主な事業として展開しております。

したがって、当社は事業内容別のセグメントにより構成されており、「インテリア事業」及び「オフィス事業」の2つを報告セグメントとしております。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期累計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	インテリア事業	オフィス事業	
売上高			
外部顧客への売上高	6,887,833	1,122,729	8,010,562
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-
計	6,887,833	1,122,729	8,010,562
セグメント損失()	95,340	27,408	122,749

(注) セグメント損失は、四半期損益計算書の営業損失と一致しております。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(追加情報)

当第1四半期会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成23年3月31日)		前事業年度末 (平成22年12月31日)	
1株当たり純資産額	505円75銭	1株当たり純資産額	525円99銭

(注) 1株当たり純資産額は、A種無議決権種類株式の発行済株式数1,625,000株を含めて算定しております。

2 1株当たり四半期純損失金額等

前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)		当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	
1株当たり四半期純損失金額	12円29銭	1株当たり四半期純損失金額	14円65銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
四半期純損失金額(千円)	201,195	210,089
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	201,195	210,089
普通株式の期中平均株式数の種類別内訳(株)		
普通株式	12,308,893	12,307,693
A種無議決権種類株式	4,062,500	2,031,250
計	16,371,393	14,338,943

(注) A種無議決権種類株式の期中平均株式数は、転換仮定方式に準じて算定しております。

(重要な後発事象)

1 自己株式の取得

当社は、A種無議決権種類株主（合同会社L Yコーポレーション）より、平成23年5月6日付けで当社A種無議決権種類株式の金銭を対価とする取得請求を受け、下記のとおり取得いたしました。なお、金銭を対価とする取得請求に関する詳細は、第4「提出会社の状況」1「株式等の状況」「発行済株式」(注)1(6)をご参照下さい。

(1) 取得する株式の種類

A種無議決権種類株式

(2) 取得する株式の数

812,500株（発行済A種無議決権種類株式総数に対する割合 50.00%）

(3) 取得する株式の取得価額

1株につき260円（総額211,250千円）

(4) 取得日

平成23年5月6日

2 自己株式の消却

平成23年5月6日付け開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、下記のとおり自己株式を消却することを決議し、実施いたしました。

(1) 消却の理由

資本効率の向上を図るため

(2) 消却する株式の種類

A種無議決権種類株式

(3) 消却する株式の数

812,500株

(4) 消却実施日

平成23年5月6日

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年5月7日

リリカラ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川幸三 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝田雅也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているリリカラ株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第70期事業年度の第1四半期会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、リリカラ株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成22年4月30日に自己株式の取得と消却を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年5月11日

リリカラ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川幸三 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝田雅也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているリリカラ株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第71期事業年度の第1四半期会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、リリカラ株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成23年5月6日に自己株式の取得と消却を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。